

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（看護師国家試験の試験科目）</p> <p>第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の構造と機能                  疾病の成り立ちと回復の促進                  健康支援と社会保障制度                  基礎看護学                  地域・在宅看護論                  成人看護学                  老年看護学                  小児看護学                  母性看護学                  精神看護学                  看護の統合と実践</p> <p>（准看護師試験の試験科目）</p> <p>第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の仕組みと働き                  栄養                  薬理                  疾病の成り立ち                  保健医療福祉の仕組み                  看護と法律                  基礎看護                  成人看護                  老年看護                  母子看護                  精神看護</p>	<p>（看護師国家試験の試験科目）</p> <p>第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の構造と機能                  疾病の成り立ちと回復の促進                  健康支援と社会保障制度                  基礎看護学                  成人看護学                  老年看護学                  小児看護学                  母性看護学                  精神看護学                  在宅看護論                  看護の統合と実践</p> <p>（准看護師試験の試験科目）</p> <p>第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の仕組みと働き                  食生活と栄養                  薬物と看護                  疾病の成り立ち                  感染と予防                  看護と倫理                  患者の心理                  保健医療福祉の仕組み                  看護と法律                  基礎看護                  成人看護                  老年看護                  母子看護                  精神看護</p>